

宍粟市手話施策推進方針アクションプラン(案)

令和元年～令和5年

施策1：手話に対する理解及び手話の普及を図るための事項

施策の方向性	手話教室を主として、目的や対象に応じた実施方法、プログラムを整備するとともに、市民に対して手話やろう者への理解を広く深めるための機会を創出する。
--------	--

現 状	施策の展開	5年間の目標	具体的な取組
市内において、年々手話への理解が広がっているが、小中学校においては、市内全校での実施に至っていない。	<p>①早い段階から手話に触れる機会をつくり、手話や手話を必要とする方への理解を深めるため、市内小中学校等で実施する手話教室の更なる充実を図る。</p> <p>②必要性の高い学校※については、複数回のプログラムでの実施について調整を行う。</p>	<p>①市内小中学校全19校で手話教室を開催する。</p> <p>②複数回講座の実施など、実情に応じたプログラムで手話教室を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉学習実施状況の把握 ・未実施校への学校訪問による説明 ・手話教室実施について関係機関と調整 ・必要性の高い学校への依頼・調整 ・複数回プログラムの作成
条例制定から5年が経過するなかで、市民が更に聴覚障害や手話への認識を深める取り組みが必要である。	<p>①条例制定5年を機に、手話に関するイベントを開催し、市民が手話を身近に感じ理解を深める機会を作る。</p> <p>②既存のイベントを活用し、普及、啓発を図る。</p>	<p>①令和2年度にイベントを開催し、評価、検証を行い、今後の方向性を協議する。</p> <p>②手話啓発ブースを出店し、市内イベント参加者へ普及、啓発を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・R2イベント実施、運営方法の検討 ・イベントの評価・検証 ・ろうあ協会、サークルとの調整、協力要請 ・啓発ブースでの内容検討、啓発物の作成等
市内の商店や事業所が手話を積極的に学べる環境が整備されていない。 また、聴覚障害者や手話に関する理解が浸透していない。	<p>①聞こえない人や手話への理解を進めるため、市内事業所に対して手話講習会を実施する。</p> <p>②手話施策の啓発に取り組む事業所を醸成する。</p>	<p>①商工会と連携し、市内事業者に対して講習会を開催し、市内20か所の受講を目指す。</p> <p>②手話の普及に積極的な事業所を協力事業所として登録する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会と実施方法の調整 ・事業者対象手話講習会の周知・開催 ・協力事業者の登録 ・協力事業者の役割、広報支援体制の確立 ・未実施事業者への啓発
手話教室受講後の学習意欲を維持することが難しい。	宍粟市で手話検定を開催し、手話学習への意欲向上を図る。	手話検定の受検取りまとめを行い、宍粟市会場で手話検定を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・受検申込・取りまとめ(広報等) ・会場設定 ・受検機関との開催調整 ・受検等級の決定

※必要性の高い学校：聴覚に障がいのある児童が在籍している学校（軽中度難聴児を含める）

施策	年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
市内公立小中学校で手話教室を実施		関係部局協議・調整	未実施校への調査	未実施校へ実施依頼	市内全15校で実施（8割）	市内全19校で実施
必要性の高い学校に対する手話教室カリキュラムの作成及び複数回講座の実施		運営委員会との調整	複数回プログラム作成・見直し、教育委員会及び学校との調整 試験的実施及び評価・検証			カリキュラムの見直し
手話フェスタ（仮称）の開催		開催に向けた調整、視察	イベント開催	評価・検証 実施方法検討	検証結果を踏まえ実施 (実施有無を含め検証を行う)	
既存のイベントを活用した普及啓発活動		市内イベントの選定 ブースでの啓発方法の検討		実施状況の評価・検証、取組内容の変更・調整 市内イベントにおいて手話ブースの出店		旧町管内行事に各1回出店
商工会と連携した手話講習会の実施		商工会を通じて受講事業所の募集 会場等の実施方法の調整		評価・検証及びカリキュラムの調整 手話講習会の実施		20事業所で実施
協力事業所の登録		協力事業所の役割、広報の検討 ステッカーの製作、登録方法の検討		ステッカー製作		評価・検証及びカリキュラムの調整 登録事業者の募集・ステッカーの配布
宍粟市で手話検定を開催		開催に向けた準備・調整	実施方法の検討 周知（学校、市職員、事業所）		検定実施 受検者数10名	検定実施 受検者数20名

施策2：手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項

施策の方向性	ろう者が自分たちの言語でコミュニケーションをとり、他者と交流するためのスペースを提供することで、情報交換や個人の自立、社会参加を高める。また、災害時等にコミュニケーションを円滑に行うための手法について先進事例などを研究し、宍粟市に適した支援の方法を模索する。
--------	---

現 状	施策の展開	5年間の目標	具体的な取組
ろう者(児)は、音声言語では、十分に情報を得られないため地域から孤立する恐れがある。	ろう者(児)を含む障がいを持った方が手話で自由に交流できる居場所やスペースの確保を図る。	ろう者(児)を含む障がいを持った方、支援者、市民が気軽に集い交流できる居場所づくりの機会を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ろうあ協会や手話サークルなど関係機関と意見交換 ・実施方法の検討 ・公共施設管理者との調整
災害時の避難所や買い物を行う商店では、手話によるコミュニケーションをとることが容易でないため、応対時に意思疎通を円滑にするためのツールが必要である。	目的別にコミュニケーションボードを作成し、関係機関等へ配布する。	<p>①災害時用コミュニケーションボードを作成し、避難所及びその他関係部署等に配布を行う。</p> <p>②買い物時におけるコミュニケーションボードを作成し、全商店等へ周知、配布を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所担当部署との調整 ・防災訓練での活用及び検証 ・自治会、民生委員等へ周知を行い、必要に応じ配布 ・商工会及び市内商店へ配布
ろう者(児)は急病や火事などの緊急時において連絡手段が限られている。(特に外出時)	ろう者(児)の緊急時の通報がし易くするため、西はりま消防組合が導入するNet119の利用登録に係る周知、利用登録サポートを実施する。	<p>① Net119を利用した緊急時の通報支援が必要な者に対して、利用登録に係る支援を行う。</p> <p>② 利用申請時のマニュアルを作成し、登録作業が円滑に進むよう対応する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・西はりま消防組合との連携・調整 ・対象者への周知、申請時の支援 ・利用登録時の支援
救急通報が入った際に、円滑に派遣調整が行えるよう各機関が連絡体制を理解し、把握しておく必要がある。	西はりま消防組合と連携して、Net119を利用した緊急通報時の派遣訓練を実施する。	実施の可否について協議を行い、緊急時の連絡体制について確認を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・西はりま消防組合との協議 ・ろうあ協会との協議 ・実施可否を含め定期的な訓練実施体制の協議
窓口での筆談対応や市から送付される文書などは日本語であるため、必要な情報が十分に得られない。また、必要な情報かどうかについても判断することが困難である。	先進地での取り組み事例を参考に宍粟市で対応可能な方法について調査、研究を行う。	調査、研究の結果に基づき、実施の有無を判断する。	<ul style="list-style-type: none"> ・先進地での情報収集 ・導入に向けた課題整理、解決方法の調整

施策	年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
日中の居場所・交流スペースの提供		関係団体と意見交換実施	実施、運営方法について検討	評価・検証 試験的実施		交流スペースの設置・運用開始
災害時や日常生活時に活用できるコミュニケーションボードの作成		災害時用ボード作成	関係機関調整 避難所担当者等に配布	【災害時】以外のボードについて検討	買い物用ボードの作成	買い物用ボードの配布
Net119緊急通報システムと連携した緊急通報対応訓練の実施		緊急時の派遣対応訓練の実施について 西はりま消防組合と協議		訓練内容の評価(行政、当事者)、実施報告に基づく評価・検証 定期的な訓練の実施		
Net119緊急通報システム利用登録に係る周知、申請サポート		説明会開催 運用開始 (R1.10.1)	説明会開催 マニュアル作成	西はりま消防組合と連携し利用登録説明会の実施 利用登録のサポートを実施		
ICTを活用した支援体制の調査、研究		導入市町の調査・視察 県内市町の実施状況及び運用方法について確認 国、法令等の動向を注視しつつ対応する		調査結果の評価・検証	次期プラン策定に合わせ取り組み案の提示	

施策3：手話通訳者の配置の拡充及び待遇改善など、手話による意思疎通支援者のための事項

施策の方向性	将来的な登録手話通訳者(士)の不足に対して、レベルに応じた段階的な養成講座を実施していく必要がある。また、手話施策の推進に伴い増加する業務量や職責に応じた雇用形態、人員体制の確保、整備を行っていく。
--------	---

現 状	施策の展開	5年間の目標	具体的な取組
手話教室や養成講座受講後に復習する教材や資料がないため、習得した手話や知識が定着しない現状がある。	しーたん手話講座を活用したパンフレットの作成や手話動画の制作による支援を行う。	手話講座の内容や素材を活用し、手話教室の復習を目的としたパンフレットや動画を制作し、受講者に配布することで、定着化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者と手話定着に向けた課題の整理 ・パンフレットや動画の内容を調整
①宍粟市では今後、年間約620件の派遣活動が必要となってくるが、一部の登録者に派遣が集中し、今後登録者に不足が生じる恐れがある。 ②適切な情報保障及びコミュニケーション支援を行うにあたり、登録者の資格化が求められている。	①市登録者の養成及び有資格化を進める。また市外等への派遣については、ひょうご通訳センターの広域派遣を活用する。 ②ろう者の権利保証するため、適切な手話通訳者を登録する必要があるため、登録者の有資格化を進める。	①一定数(52回/年)の活動が行える登録者を4名養成する。市外医療機関等への派遣が増加することが予測されるため、ひょうご通訳センターへ年間80件の派遣を依頼する。 ②登録者の有資格化率60%を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・統一試験対策講座の継続実施 ・レベルアップ講座の継続実施 ・手話通訳士試験対策講座の実施検討 ・資格取得に係る意向調査の実施 ・派遣報償費等の見直し
①権利保証や生命に関する派遣通訳には資格や経験を積んだ通訳者の派遣が必要 ②長時間、複数回の派遣活動に伴う、一部の通訳者には頸肩腕障害の発症が懸念される。	①登録者の資格に応じた派遣調整方法や調整基準を設ける。 ②頸肩腕障害の発生を未然に防止、早期の発見、治療に繋げる。	①現状の登録体制に合わせた派遣対応等の区分化を行う。 ②けいわん検診受診率50%以上を目指す。(居住地市町経由で受診する者を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・資格区分に応じた派遣内容の分化、報償費等の設定(内規の改正) ・登録者に対するけいわん検診の受診勧奨、費用負担の検討
通訳支援を行う際には、様々な場面が想定されるため、登録者全体で課題を共有し、困難事例に対する対応について情報共有を図る必要がある。	登録意思疎通支援者との連絡会を定期的に開催する。	定期的に連絡会を開催する。登録後も通訳技術の向上、困難事例への対応等について研鑽を行うための研修会を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会の開催、当事者団体との情報共有 ・組織のルール調整、明確化(マニュアル作成) ・現任研修の継続実施 ・事例検討会の実施検討
手話施策の推進により意思疎通支援者の派遣が増え、設置手話通訳者が行う派遣調整や夜間等の緊急対応など業務の負担が増大している。	手話による支援が適切に行える環境を確保するとともに、更に市民に対して手話施策を推進するため、設置手話通訳者の待遇の改善を図る。	設置手話通訳者の複数配置、また、正規職員化をめざすことで、安定した支援体制を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・正規化に向けた課題の整理と課題解決に向けた協議、調整 ・設置手話通訳者増員時の配置、業務体制の検討 ・手話奉仕員養成講座担当講師の養成

施策	年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
復習用テキストの作成・配布 手話教室学習後の復習を担う目的の内容で作成し、主に手話の単語などを掲載する。(広報で使用した素材を活用する。)		テキストの内容検討	テキストの作成	評価・検証及び内容の見直し 手話教室受講者へ作成・配布		修正版の作成・配布
登録手話通訳者の養成(一定数(52回/年)の活動が行える者)		登録手話通訳者6名	登録者に対し意向調査を実施	登録手話通訳者8名	派遣活動調査の実施 基準登録者の増員に係る課題把握	登録手話通訳者10名
登録手話通訳者の有資格化		有資格者数7名 有資格率43%		有資格者9名 有資格率55%		有資格者数11名 有資格率60%
手話通訳士試験対策講座の実施		登録者の資格取得状況を確認 現行研修を継続して実施		登録手話通訳者のうち、手話通訳者資格取得率が50%以上となった時点で手話通訳士試験対策講座の開催を検討		
資格に応じた派遣調整の区分化、明確化		現行ルールの整理(課題等) ルールの調整		事例検討会の開催(現任研修とは別) 内規改正 派遣調整マニュアル等の作成		派遣状況、体制の評価、検証
けいわん検診受診率の向上		受診率向上に向けた方策の検討 全登録者に対して受診勧奨(個別通知、受診指導等)				けいわん検診受診率50%